

受託契約約款一部変更新旧対照表（案）

（下線部は改正部分）

変 更 後	現 行
<p style="text-align: right;">令和5年4月1日改定 東京食肉市場株式会社</p> <p style="text-align: center;">受 託 契 約 約 款</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>（販売後の事故処理）</p> <p>第23条 会社は、受託物品を卸売し、これを買受人に引渡した後において、買受人から予見できない瑕疵があること又は数量、品質に著しい差違があること等を発見して<u>会社が定める期間内に会社に対して買受金額の減額の申出があったときは、検査を行うもの</u>とします。会社はその受託物品について正当な理由があると認められたときは、それに相当する減額をすることができるものとします。この場合、会社は検査の結果に関する一般社団法人東京食肉市場協会発行の確認書を委託者に送付するものとします。</p> <p>第24条～第25条（略）</p>	<p style="text-align: right;">令和2年6月21日改定 東京食肉市場株式会社</p> <p style="text-align: center;">受 託 契 約 約 款</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>（販売後の事故処理）</p> <p>第23条 会社は、受託物品を卸売し、これを買受人に引渡した後において、買受人から予見できない瑕疵があること又は数量、品質に著しい差違があること等を発見して東京都中央卸売市場食肉市場場長が定める期間内に会社に対して買受金額の減額の申出があったときは、会社はその受託物品について正当な理由があると認められたときは、それに相当する減額をすることができるものとします。この場合、会社は検査の結果に関する一般社団法人東京食肉市場協会発行の確認書を委託者に送付するものとします。</p> <p>第24条～第25条（略）</p>

変 更 後	現 行
<p>(委託者の費用負担)</p> <p>第26条 受託物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて委託者の負担とします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 格付手数料</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>一般社団法人東京食肉市場協会事故救済基金の出荷者会員会費 (非課税)</u></p> <p>(13) <u>その他会社が立替えた費用</u></p> <p>(売買仕切書の送付)</p> <p>第27条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、所定の様式によって、その卸売した物品(第5条の定めにより家畜をと畜解体し、枝肉として卸売をしたときは、枝肉のほか内臓、原皮その他の副産物を含む。)の種類、規格、販売価格、数量、販売価格と数量の積の合計額、単品ごとの消費税の合計額(消費税法の標準税率が適用される単品ごとの消費税の合計額及び軽減税率が適用される単品ごとの消費税の合計額)、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」とします。以下同じ。)を記載した売買仕切書を特約のない限り販売完了日の翌日に委託者に送付するものとします。</p> <p>第28条～第36条 (略)</p>	<p>(委託者の費用負担)</p> <p>第26条 受託物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて委託者の負担とします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 格付料</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) その他会社が立替えた費用</p> <p>(売買仕切書の送付)</p> <p>第27条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、所定の様式によって、その卸売した物品(第4条の定めにより家畜をと畜解体し、枝肉として卸売をしたときは、枝肉のほか内臓、原皮その他の副産物を含む。)の種類、規格、販売価格、数量、販売価格と数量の積の合計額、単品ごとの消費税の合計額(消費税法の標準税率が適用される単品ごとの消費税の合計額及び軽減税率が適用される単品ごとの消費税の合計額)、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」とします。以下同じ。)を記載した売買仕切書を特約のない限り販売完了日の翌日に委託者に送付するものとします。</p> <p>第28条～第36条 (略)</p>

変 更 後	現 行
付則 この受託契約約款は、昭和47年6月28日から施行する。	付則 この受託契約約款は、昭和47年6月28日から施行する。
付則 この受託契約約款は、平成元年4月1日から施行する。(一部改正)	付則 この受託契約約款は、平成元年4月1日から施行する。(一部改正)
付則 この受託契約約款は、平成9年4月1日から施行する。(一部改正)	付則 この受託契約約款は、平成9年4月1日から施行する。(一部改正)
付則 この受託契約約款は、平成12年7月1日から施行する。(一部改正)	付則 この受託契約約款は、平成12年7月1日から施行する。(一部改正)
付則 この受託契約約款は、平成13年11月1日から施行する。	付則 この受託契約約款は、平成13年11月1日から施行する。
付則 この受託契約約款は、平成17年5月1日から施行する。	付則 この受託契約約款は、平成17年5月1日から施行する。
付則 この受託契約約款は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)	付則 この受託契約約款は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)
付則 この受託契約約款は、令和元年10月1日から施行する。(一部改正)	付則 この受託契約約款は、令和元年10月1日から施行する。(一部改正)
付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。	付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。(一部改正)
付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。	付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。
付則 この受託契約約款は、令和5年4月1日から施行する。	付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。